

平成 29 年度事業計画

公益社団法人千葉県浄化槽検査センターは、千葉県における浄化槽指定検査機関として浄化槽法定検査の実施について重い使命と役割を持っています。しかしながら、都道府県別法定検査受検率は継続して最下位レベルで推移しています。

そのため、平成 29 年度から一般財団法人千葉県環境財団が浄化槽指定検査機関として指定され、二つの指定検査機関で千葉県の法定検査の実施を担うことになりました。

平成 29 年度は、新しい検査機関と連携を保ちながら千葉県の法定検査受検率の向上を目指します。

1 公益法人運営事業

定時総会、理事会及び業務執行役員による執行委員会を定期的を開催することにより、公益社団法人としての適正な法人運営に従前から努めてきましたが、平成 28 年度に顕在化した検査遅延の再発防止のため、外部監査を行う者を置き、より確かな法人運営を行います。

2 法定検査事業

(1) 法定検査の実施

浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく法定検査のうち、平成 29 年 4 月以降に浄化槽設置届出書を提出または、建築確認を受けた浄化槽の第 7 条検査については千葉県環境財団が実施します。当検査センターは平成 29 年 3 月までに浄化槽設置届出書を提出または、建築確認を受けた浄化槽の第 7 条検査の実施とともに、受検率が低い第 11 条検査に重点を移し、千葉県の受検率向上を図ります。

法定検査の実施状況については、浄化槽法に基づく行政機関である県並びに政令市である千葉市、船橋市及び柏市に対し、毎月報告するとともに、緊急に改善を要する事例等については、速やかに関係行政機関に通知します。

また、収入・支出については外部環境の変化にかかわらず、当検査センターの努力により適正な収益を確保します。

平成 29 年度における法定検査の目標基数は、7 条検査 2,000 基、11 条検査 60,000 基（うち 11 条 BOD 検査 30,000 基）の合計 62,000 基とし、年度当初は検査員 23 名（他に検査員有資格者 5 名）、検査補助員 1 名、嘱託採水員による 11 条 BOD 検査及び検査員資格を有する採水員の活用を基本とした体制等により目標の基数の達成を目指します。

(2) 検査体制の強化

年間検査目標を達成するため検査補助員の検査員資格取得による検査員増員、11 条 BOD 検査の拡大及び検査員資格を有する採水員の活用を試験的に図ります。

(3) 受検率向上の取組み

県、千葉県環境財団、政令市等の行政機関や関係団体と連携して、次のような取組み

を強化し、受検率の向上を目指します。

ア 行政との連携した受検指導

県・市町村及び関係団体との密接な連携のもと、法定検査の周知・啓発、浄化槽管理者に対する指導等、受検促進の取組みを強化し、受検率の向上を目指します。

イ 一括契約制度の促進

平成 25 年度から導入した清掃、保守点検業務と法定検査を一括して契約する「一括契約制度」は 11 条検査の受検依頼獲得に有効であるため、県の指導と一般社団法人千葉県環境保全センター等の関係団体の協力のもと策定した浄化槽一括契約制度要綱をもとに、11 条検査の受検率の向上を図ります。

平成 29 年度の法定検査実施目標

区 分	H29 目標	過去 5 年間の実績					
		H28	H27	H26	H25	H24	
7 条検査	2,000	5,578	4,092	5,002	5,208	5,184	
11 条検査	全項目	30,000	29,752	28,608	30,215	30,696	27,326
	BOD	30,000	14,587	14,614	13,147	12,488	12,508
	小 計	60,000	44,349	43,222	43,362	43,184	39,834
合 計	62,000	49,917	47,314	48,364	48,392	45,018	

参考：検査対象件数（平成 27 年度 環境省資料）

7 条検査 6,718、11 条検査 571,299

(4) 指定検査機関としての信頼性の確保

過去からの検査遅延によって失った県民の信頼を取り戻すため、平成 28 年度内に解消に至らなかった検査遅延対象浄化槽の解消、新たな検査遅延発生の防止、職員の資質向上のための研修の実施、「浄化槽法定検査実施要領」に基づく日常業務における検査業務の質の向上等により、指定検査機関としての信頼性確保に努めることとします。

3 啓発・情報提供事業

県主催の浄化槽講習会の開催に協力するとともに、エコメッセ等の環境保全行事へ積極的に参画するほか、ホームページ、リーフレット・パンフレット、各種広報媒体等を活用し浄化槽の適正管理の重要性、合併処理浄化槽への転換促進などについての意識啓発の取組みを推進します。

4 浄化槽に関する基本情報整備・運用事業

行政機関（千葉県水質保全課、地域振興事務所 10 か所）、千葉県環境財団との連携により、浄化槽管理データの共有化事業を検討推進することとします。

さらに、千葉県全体の浄化槽台帳（約 570,000 基）を整備することにより県内の浄化槽設置状況の実態把握を図ります。